

## 居宅介護支援重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(岩手県指定 第0371500794号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

## 1 事業者

事業者名称	株式会社ケアサービスゆたか
代表者氏名	代表取締役 佐々木 裕
所在地	岩手県奥州市前沢駅東三丁目4番地15

## 2 事業所の概要

## (1) 事業所の所在地等

事業所名称	居宅介護支援事業所 ゆたかな家っこ
介護保険指定事業者番号	岩手県指定 第0371500794号
事業所所在地	岩手県奥州市胆沢若柳字下松原80番地
管理者氏名 法令遵守責任者	佐藤 秀雄
連絡先	TEL 0197-47-6010 FAX 0197-47-6011
事業の実施地域	奥州市胆沢
ケアサービスゆたかが行っている業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス付き高齢者向け住宅 1か所</li> <li>・住宅型有料老人ホーム 4か所</li> <li>・小規多機能型居宅介護事業 2か所</li> <li>・居宅介護支援事業所 1か所</li> <li>・通所介護事業 1か所</li> <li>・訪問看護事業 1か所</li> <li>・宿泊型デイサービス事業（介護保険外短期入居）</li> <li>・地域密着型訪問介護看護事業 1か所</li> </ul>

## (2) 運営の方針と実施概要

運営の方針	<p>①居宅介護支援を行うに当たりましては、お客様が可能な限りその居宅において、能力に応じた自立した日常生活を営めるようにと考えております。当所は、常に公正中立の立場で、お客様の意思及び人格を尊重し、お客様の立場にたつて居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに適切な居宅サービスの提供が確保されるよう、サービス事業者との連絡調整その他の便宜を提供します。また、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図って総合的なサービスの提供に努めます。</p> <p>②公立中性なケアマネジメントの実践の為、利用者やその家族に対し、ケアプランに位置付ける居宅介護サービス事業所について、利用者の意思やアセスメントの結果により選択できるよう、その求めに応じて複数の事業者の情報提供を行い、また、居宅サービス事業所をケアプランに位置付けた際にはその理由の説明を行います。</p>
実施概要等	居宅介護支援の実施概要など計画作成のための課題整理総括表を用います。

## (3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

平日、祝日	午前8時30分～午後5時30分
土・日	原則として休業 電話での受付は24時間対応
休業日	12月30日～1月3日

## (4) 職員の体制 ※職員の配置については、指定規準を遵守しています。

職名	資格	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	業務内容
管理者	主任 介護支援専門員	1名		1名	1名	管理運営に関すること 介護支援専門員に対する助言、指導など介護支援計画に関する事契約給付管理に関する事
介護支援専門員	主任介護支援専門員 介護支援専門員	1名	1名	1.5名	1名	介護支援計画に関すること 契約、給付管理に関すること

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延長時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数(例：週40時間)で除した数です。

## (5) 居宅介護支援サービスの内容、利用料

居宅介護支援の内容	提供方法	利用者負担額 (介護保険適用の場合)
① 居宅サービス計画の作成	別紙に掲げる「居宅介護支援業務の実施方法等について」を参照下さい。	要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので自己負担はありません。  * ご契約者が未だ要介護認定を受けていない等の場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
② 居宅サービス事業者との連絡調整		
③ サービス実施状況把握、評価		
④ 利用者状況の把握		
⑤ 給付管理		
⑥ 要介護認定申請に対する協力、援助		
⑦ 相談業務		

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護1・2	要介護3～5
	介護支援専門員1人に当りの利用者の数が40人未満の場合	居宅介護支援費Ⅰ 10,860円

当事業所が運営基準減算に該当する場合は、上記金額の50/100となり、特定事業所集中減算に該当する場合は、上記金額より2,000円を減額することとなります。

また、当事業所の同一建物に居住する利用者へのサービスを行う場合は所定単位数の95%で算定します。

※ 40人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、40件目以上になった場合に居宅介護支援費Ⅱ又はⅢを算定します。

※ 当指定居宅介護支援事業所が特別地域(奥州市若柳)にあるため、特別地域居宅介護支援加算の届出により15%を加算して算定します。

加 算		加算額	算 定 回 数 等		
要介護度による区分なし	初 回 加 算	3,000円	新規に居宅サービス計画を作成する場合要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合		
	入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,500円	入院に当たって病院等職員に必要な情報提供をした場合（一月に一回を限度）		
	入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,000円			
	退 院 ・ 退 所 加 算		退院、退所にあたり、入院中に連携を図り、調整をおこなった場合（月1回）		
		カンファレンス参加有無	無	有	
		連 携 1 回	4,500円	6,000円	
		連 携 2 回	6,000円	7,500円	
		連 携 3 回	×	9,000円	
		ターミナルケアマネジメント加算	4,000円	終末期の医療やケア方針に関わり、在宅で死亡した利用者に対し、死亡日及びその14日以内に2日以上在宅を訪問し状態を把握、支援を実施。情報を記録し、主治の医師等及び事業所へ提出する場合。	
		通院時情報連携加算	500円	利用者が医療機関において医師の診察を受ける際に同席し情報連携を行いケアマネジメントを行う	
	緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円	病院又は診療所の求めにより、職員と共に居宅を訪問し、カンファレンスをおこない、必要に応じて居宅サービス等の利用調整をおこなった場合（月に2回を限度）		

#### (6) 利用者の居宅への訪問頻度の目安

利用者の状況把握のため、要介護認定有効期間中少なくとも1月に1回介護支援専門員が訪問。又は通信連絡での確認。

※ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

#### (7) 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

### 3 サービスの利用方法

#### (1) サービスの利用開始

- ① 介護保険被保険者証を当所にご持参いただくか、電話でお申し込みください。居宅介護支援の内容及び手続きについてご説明します。
- ② お客様の同意が得られましたら、居宅介護支援の提供に関する契約の締結をしていただきます。
- ③ 介護保険の居宅サービスが受けられるように、居宅サービス作成の支援をおこないます。お客様のお宅を訪問し、計画作成に必要なお話をうかがって、解決すべき課題を把握し、計画の原案を作成します。利用を希望されるサービス事業者との連絡調整もいたします。原案の内容に同意いただけた場合、居宅サービス計画を提示いたしますので、内容を確認いただき、居宅サービス利用票に押印ください。

(2) サービスの終了

ア. お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くださればいつでも解約できます。

イ. 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事業により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了1か月前までに文書で通知するとともに、他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

ウ. 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、要支援、非該当（自立）と認定された場合 \*この場合、条件を変更して再度契約することができます。
- ・お客様が亡くなられた場合

エ. その他

- ・お客様やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

(3) 解約料 解約料は一切かかりません。

4 居宅介護支援の提供にあたって

(1) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

(2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

5 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
② 個人情報の保護について	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。</p>

## 6 緊急時及び事故発生時の対応方法について

サービスの提供中に容態の変化や事故が発生した場合は、事前の打ち合わせに従い、緊急連絡先（親族）及び管理責任者、所長、サービス事業者、主治医、保険者等関係機関に連絡し、速やかに必要な措置を講じます。

また、居宅支援サービスに伴って、事業所の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合にはその損害を賠償します。

連絡先	名称・氏名	住所	電話番号
ご家族等			
主治医			

## 7 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 当所の居宅介護支援に関する相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談、苦情を承ります。

### 苦情・相談の窓口

<b>【事業者の窓口】</b> サービス付き高齢者向け住宅 ゆたかな家っこいさわ	所在地 奥州市胆沢若柳下松原 80 番地 電話番号 47-6010 担当 佐々木 裕
<b>【市町村（保険者）の窓口】</b> 奥州市役所本庁 福祉部 長寿社会課	所在地 奥州市水沢大手町一丁目 1 番地 電話番号 34-2197
<b>【公的団体の窓口】</b> 岩手県国民健康保険団体連合会 （苦情処理委員会）	所在地 盛岡市大沢川原三丁目 7 番 30 号 電話番号 019-623-4325

(2) 虐待防止に関する事項について

サービス提供中に当該事業所従業者、または擁護者（家族や現に養護する方）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに市町村に通報致します。

(3) 業務継続計画の策定について

感染症や災害が発生した場合でも利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう必要な訓練や研修を受け策定し実施していきます。

8 重要事項説明の確認

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

上記内容について、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）」第 4 条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	岩手県奥州市前沢字駅東三丁目 4 番地 15
	法人名	株式会社ケアサービスゆたか
	代表者名	代表取締役 佐々木 裕 印
	事業所名	居宅介護支援事業所 ゆたかな家っこ
	管理者	佐藤 秀雄
	説明者氏名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	氏名	印
代理人	氏名	印
	続柄	

# 個人情報利用同意書

私（及び私の家族）の個人情報の利用については、下記により必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

## 記

### 1 使用目的

- (1) 介護サービスの提供を受けるにあたって、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合。
- (2) 上記(1)の外、介護支援専門員又は介護サービス事業所との連絡調整のために必要な場合。
- (3) 現に介護サービスの提供を受けている場合で、私が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったときで、医師・看護師等に説明する場合。

### 2 個人情報を提供する事業所

- (1) 居宅サービス計画に掲載されている介護サービス事業所
- (2) 病院又は診療所（体調を崩し又はケガ等で診療することとなった場合）

### 3 使用する期間

サービスの提供を受けている期間

### 4 使用する条件

- (1) 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に洩れることのないよう細心の注意を払う
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。

令和 年 月 日

事業所名称 居宅介護支援事業所 ゆたかな家っこ 殿

(利用者) 住所

氏名

印

(代理人) 住所

氏名

印

利用者との続柄 [ ]

(別紙) 居宅介護支援業務の実施方法等について

- 1 居宅介護支援業務の実施
  - ① 事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
  - ② 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
- 2 居宅サービス計画の作成について
  - ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
    - ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
    - イ 利用する居宅サービスの選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。
    - ウ 介護支援専門員は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
    - エ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
  - ② 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。
  - ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。
    - ア 介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認します。
    - イ 利用者は、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。
- 3 サービス実施状況の把握、評価について
  - ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
  - ② 上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者面接するとともに一月に一回、モニタリングの結果を記録します。
  - ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
  - ④ 介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者に対して介護保険施設に関する情報を提供します。
- 4 居宅サービス計画の変更について  
事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。
- 5 給付管理について  
事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。
- 6 要介護認定等の協力について
  - ① 事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
  - ② 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。
- 7 居宅サービス計画等の情報提供について  
利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。